


# 知って得する健康保険の基礎知識 83

## 医療費控除の「確定申告」について

**1年間に一定額を超える医療費を支払った場合、納めた税金の一部が戻る「医療費控除」についてお知らせ致します。**  
**現在、申告可能な「確定申告」にお役立て下さい。**

### 医療費控除の計算方法



総所得金額等

200万円以上の人

1年間に支払った医療費

保険金などの補てん金

10万円

200万円未満の人

1年間に支払った医療費

保険金などの補てん金

総所得金額等 × 5%

医療費控除の額

※最高200万円

補てん金には医療費から「差し引く」と、「差し引かなくていい」ものがある!

	社会保険等からの給付金	生命保険・損害保険等からの給付金
差し引く必要のある補てん金	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費、移送費</li> <li>家族療養費、家族移送費</li> <li>出産一時金</li> <li>高額療養費、高額介護合算療養費、高額介護サービス費</li> <li>ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病費用保険金</li> <li>医療保険金</li> <li>入院費給付金</li> <li>ほか</li> </ul>
差し引かなくていい補てん金	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産手当金</li> <li>育児手当金</li> <li>傷病手当金</li> <li>ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病保険金</li> <li>所得補償保険にもとづく保険金・生命保険金等</li> <li>ほか</li> </ul>

補てんされる見込みがあれば、見込み額での申告が必須!!

### 戻ってくる金額はどれくらい?

医療費控除の額

※最高200万円

×

所得税の税率

=

還付金の目安

=

5,000円

戻ってくる!

たとえば  
医療費控除額が10万円、課税所得が195万円以下なら  
10万円 × 5% = 5,000円



### 確定申告にむけた準備は早めに!

**2024年分の確定申告は2025年2月17日(月)～3月17日(月)迄です。**

**(なお、年間医療費通知は2月28日に配布済です)**



※**コラボヘルス** (企業と健康保険組合が協働で行う健康増進施策)

帝国ホテルをはじめ各事業主と帝国ホテル健康保険組合は積極的に協力し合い、被保険者と家族の健康増進に対する施策をすすめていきます。「知って得する健康保険の基礎知識」は皆さんに役立つ情報をお知らせする「コラボヘルス」施策のひとつです。